

加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告取扱要領（平成 21 年加美郡保健医療福祉行政事務組合訓令第 3 号）

（趣旨）

第1条 この要領は、加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合ホームページ 加美郡保健医療福祉行政事務組合（以下「組合」という。）が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 組合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（広告の種類）

第3条 組合ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

（掲載可能な広告等の範囲）

第4条 組合ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、加美郡保健医療福祉行政事務組合広告掲載要綱第 4 条及び加美郡保健医療福祉行政事務組合広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

（広告の規格）

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
形式	GIF（アニメーション不可）・JPEG
データ容量	4KB 以下
その他	画像のスライス（分割）不可

2 前項と異なる規格については別に定めることとする。

（広告の掲載ページ、位置及び枠数）

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は管理者が指定する。

（広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、管理者が別に定める。
- 3 広告掲載希望者が望むときは、管理者は複数月の申込み及び掲載を認めることができ

る。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、組合ホームページ及び広報紙等の広報印刷物で公募することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 管理者は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 組合ホームページへの広告掲載希望者は、「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告掲載申込書」(第1号様式)により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで管理者が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第10条 管理者は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書」(第2号様式)により広告掲載希望者に通知する。
- 3 管理者は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業で加美郡内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で加美郡内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等
- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載した「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告掲載承諾書」(第3号様式)を管理者に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を管理者が指定する期日までに、事務局財務係に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、管理者が決定する。なお、広告主が加美郡内に事業所等を有する場合は減額することができるものとする。

2 広告主は、広告掲載料を管理者の指定する期日までに、原則として納入通知書により一括前納するものとする。

(延滞利息)

第14条 広告主の責めに帰すべき理由により、第13条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、組合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息の支払いを広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第15条 広告の内容及びデザイン等については、組合及び組合ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、管理者が審査を行うとともに、広告主と組合が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条に規定するものの他は、管理者が別に定める。

(広告内容等の変更)

第16条 管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合において変更は、原則として1か月単位とする。

3 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告変更申請書」(第4号様式)により、管理者が指定する期日までに申請しなければならない。

4 前項の変更申請の審査及び決定については、第10条の規定を準用する。この場合における決定通知は、「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告変更決定通知書」(第5号様式)により広告主に通知する。

5 本条の規定に関わらず、変更後のリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、リンク先の変更を行わないことができるものとする。なお、従来のリンク先が存在しない場合には、リンク無しの状態にすることができるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第17条 管理者は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続き

を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (3) 前条第1項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの無断変更、リンク切れ及び内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときで、前条の規定によっても解消できないとき
 - (5) その他、組合ホームページへの広告掲載が適切でないと管理者が判断したとき
- 2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料の返還及び損害賠償等一切の責任を負わない。

(広告掲載の取り下げ)

第18条 広告主は自己の都合により、組合ホームページの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告掲載取下申出書」(様式第6号)により管理者に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第19条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。
- 4 第1項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、「加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告掲載料還付請求書」(様式第7号)により管理者に請求しなければならない。

(広告掲載期間の延長)

第20条 広告掲載期間内に、組合の都合で組合ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責めに帰さない理由により、組合が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第22条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、組合の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、協議の上別に定めるものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は加美郡保健医療福祉行政事務組合広告掲載要綱の規定を適用する。

第25条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。